

## 会 議 録

### 1 会議名

令和3年度 第7回高田区地域協議会

### 2 報告（公開・非公開の別）

(1) 第3回分科会の協議内容について（公開）

(2) 令和3年大雪災害対応の検証について（公開）

(3) 北本町ガス供給所跡地の地下水水質調査結果の報告について（公開）

### 3 議題（公開・非公開の別）

(1) 「地域協議会に関する意識調査」結果を受けた取組について（公開）

(2) 令和3年度地域協議会の活動計画について（公開）

### 4 開催日時

令和3年11月15日（月）午後6時30分から午後8時17分まで

### 5 開催場所

福祉交流プラザ 第1会議室

### 6 傍聴人の数

4人

### 7 非公開の理由

—

### 8 出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

- ・ 委 員：飯塚よし子、浦壁澄子、小川善司、北川 拓、栗田浩子、佐藤三郎、  
澁市 徹（副会長）、杉本敏宏、高野恒男（副会長）、富田 晃、  
西山要耕、廣川正文、松倉康雄、宮崎 陽、村田秀夫、茂原正美、  
吉田昌和（欠席3人）
- ・ 市役所：市民安全課 宮下課長、山岸副課長  
都市整備課 石澤副課長  
道路課 岩崎副課長  
雪対策室 小嶋係長
- ・ 事務局：南部まちづくりセンター 堀川センター長、小池係長、五十嵐主任

### 9 発言の内容

**【小池係長】**

- ・本城会長、小嶋委員、松矢委員を除く 17 人の出席があり、上越市地域自治区の設置に関する条例第 8 条第 2 項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告

同条例第 8 条第 1 項の規定により、議長は会長が務めるとあるが、本日は本城会長が欠席のため、地方自治法第 202 条の 6 第 5 項の規定により、副会長が職務を代理することとなる。

本日は両副会長に連絡をしたうえで、本城会長の指名により高野副会長が議長を務める。

**【高野副会長】**

- ・会議の開会を宣言
- ・会議録の確認：澁市副会長、小川委員

次第 2 「議題等の確認」について、事務局に説明を求める。

**【堀川センター長】**

- ・資料により説明

**【高野副会長】**

- ・「議題等の確認」について質疑等を求めるがなし。

— 次第 3 報告（1）第 3 回分科会の協議内容について —

**【高野副会長】**

次第 3 報告（1）第 3 回分科会の協議内容についてに入る。11 月 1 日に開催した第 3 回分科会の協議内容について、各分科会より報告願う。

第 1 分科会より説明を求める。

**【富田座長】**

- ・第 1 分科会 協議の要旨により説明

分科会のメンバーには、どういう若者の集団があるか、どういう内容で意見交換をしたらよいかを次回の分科会までに考えてきてほしい旨の宿題を出した。その他の委員についても、こういう若者の集団があるという情報があれば、次の分科会までに

連絡をいただきたい。

**【高野副会長】**

・今ほどの説明に質疑を求めるがなし。

次に第2分科会より説明を求める。

**【杉本座長】**

・第2分科会 協議の要旨により説明

資料No.1 のとおり「令和3年大雪災害対応の検証などに関する委員からの質問・要請」をとりまとめ、それを市に提出した。本日は、その回答をもらう予定である。

**【高野副会長】**

・今ほどの説明について質疑を求めるがなし。

以上で次第3報告（1）第3回分科会の協議内容についてを終了する。

— 次第3報告（2）令和3年大雪災害対応の検証について —

**【高野副会長】**

次に次第3報告（2）令和3年大雪災害対応の検証についてに入る。

第2分科会では「高田区における災害時の対応について」をテーマとし、現在、大雪災害対応に関して話し合いを進めている。

本日は当地域協議会からの依頼により、市の市民安全課の宮下課長と山岸副課長、都市整備課の石澤副課長、道路課の岩崎副課長、雪対策室の小嶋係長より来ていただいた。先日公表された「令和3年大雪災害対応の検証」、第2分科会でとりまとめた資料No.1の質問等への回答なども併せて説明願う。

— 担当課 挨拶 —

**【市民安全課 宮下課長】**

今回、大雪災害対応の検証について、市民安全課でとりまとめを行った。従って、大雪災害対応の検証については私の方から説明し、その後、令和3年度冬期道路交通確保除雪計画については雪対策室の方から説明する。

それでは令和3年大雪災害対応の検証についての最終報告を説明する。配布した冊子に基づき説明するが、全94頁と資料が膨大なので、道路除排雪、一斉屋根雪下

ろし、情報発信を含めた市の本部体制について説明するので、あらかじめご了承ください。また、高田区地域協議会からいただいた質問に対する回答についても、説明の中でお話しする。

初めに、今回の検証の趣旨と検証内容である。資料No.2（令和3年大雪災害対応の検証）の2頁を参照願う。高田区地域協議会からいただいた質問No.1にも該当するが、今回の検証の趣旨は、近年の自然災害の大規模化、激甚化、さらには、降雨、降雪の短期集中といった傾向を踏まえ、昨冬のような大雪が今後もあり得るとの認識の下、市の対応を振り返り、検証した上で今後の方策を定め、備えるものとしている。

また、検証の内容としては、昨冬の大雪災害に係る市の対応を振り返り、その中から見えてきた課題を抽出し、今後の対応として、市の対応、市民の皆さんから協力いただきたいこと、企業、事業者の皆さんから協力いただきたいことの3点に整理した。

なお、高田区地域協議会から、大雪災害を対象にした防災タイムラインを作成したらどうかとの提案をいただいた。質問No.14だが、この件については、私どもも検討しているが、大雪災害、特に交通障害は降雪量に対する除雪能力によって発生する時間や規模が変動することから、台風などとは違い、時間単位でとるべき行動を定めることはなかなか難しいと考えている。従って、市民の皆さんからは、これから説明する気象情報の確認や不要不急の外出を控えるなど、市民の皆さんから協力いただきたいことに取り組んでいただきたいと考えている。

それでは、具体的な検証結果について説明する。まず、道路除排雪に関する課題と今後の対応についてである。資料No.2の16頁を参照願う。道路除排雪に関する課題の主なものは、市民やドライバーへの情報伝達が効果的にできなかったことのほか、異常降雪そのものの影響と多くのスタック車両の発生による除排雪作業の低下が挙げられる。特に異常降雪が発生した1月8日から9日までの間は、降雪量が除雪能力を上回る状態となり、市街地の多くの道路で除雪が進まず、生活路線の走行不能路線が多数発生した。

なお、質問No.4で、高田地区における交通障害等の解消状況について質問をいただいているが、生活道路の走行不能は1月20日に、通学路となっている歩道の通行不能は1月28日にいずれも全線解消した。

資料No.2の17頁を参照願う。先の課題に対する市の対応としては、既に道路除雪管理システムを改修し、アクセス集中時の除雪車の位置情報などが円滑に閲覧できるようにしているほか、国、県との連携による情報収集と発信を行う体制整備に取り組んだところである。道路除雪体制等の整備については、異常降雪に備えた市の本部隊と除排雪体制、除雪方法を整備したところであり、その内容を除雪計画に詳しく記載した。この点については、後程、雪対策室の方から除雪計画の説明とあわせて説明する。

また、市の除雪体制を補完する制度として、災害級の大雪における町内会、自主防災組織等による道路除雪に対する報償制度を今回新たに創設することとした。

資料No.2の21頁を参照願う。緊急除雪作業報償制度の概要を説明する。本制度は、異常降雪により市道の除雪が大幅に遅延することが見込まれる場合において、市が町内会等の皆さんに市道の除雪作業を依頼し、町内会等の皆さんに報償金をお支払いする制度である。対象者は、異常降雪時に市からの依頼に応じることができる町内会や自主防災組織とし、1か所あたり概ね30m以上の市道の除雪作業を対象とする。

なお、異常降雪により市道の除雪作業が間に合わない場合、速やかに町内会等の皆さんに作業を依頼できるよう、手挙げ方式として、市からの依頼に対応できる町内会等の皆さんからは事前に登録いただくこととしている。運用条件は、大雪災害対策本部が設置されている期間のうち、異常降雪により除雪事業者による市道除雪が困難になった場合、具体的には資料No.2に記載の3つの条件を満たす状況に至った場合とし、大雪災害対策本部で対象地区と期間を検討し、町内会等に除雪作業を依頼する制度運用とする。報償金の上限額は1期間あたり1団体5万円とする。ここで言う1期間というのは、災害対策本部で決定した期間とするので、降雪や除雪状況によっては、一冬に複数回の期間を設定する場合がある。

また、報償金をお支払いする対象は、町内会の組や班も1団体として取り扱うこととする。質問No.2、No.6において、地域コミュニティの中での大雪対応について質問をいただいているが、市としては、今ほど説明した報償制度を運用することで、万一、除雪が間に合わない場合は、皆様の力をお借りし、また、お借りした場合には謝礼をお支払いすることとしていきたいと考えている。

続いて、市民の皆さんから協力いただきたいことについて説明する。資料No.2の22頁を参照願う。市民の皆さんからは、テレビやラジオ、インターネットなどを利用し、積極的に情報を収集していただくことと、円滑な道路除雪への協力として特に異常降雪時における不要不急の外出の自粛に協力いただきたい。

続いて、一斉屋根雪下ろしに関する今後の対応についてである。資料No.2の51頁を参照願う。一斉屋根雪下ろしに関する課題の主なもの、一斉屋根雪下ろしの実施決定から実施までの期間短縮の声があったことと、実施日を土日に限定したことによる屋根雪下ろし事業者の確保が困難になったことが挙げられる。この課題に対する市の対応としては、町内会の皆さんの協力の下、平日を含めた分散的、段階的な屋根雪下ろしを実施することとする。

見直しイメージについては、次の52頁に記載しているイメージ図を基に説明する。イメージ図の左側は昨冬をイメージし、右側が見直し後のイメージとなる。また、図面中の線の色は、水色が雪下ろしをした路線、赤色が除雪作業中の路線、緑色が排雪後の路線を示している。昨冬、左側の図であるが、最初の2日間で雪下ろしをしてもらい、3日目から排雪作業を順次行った。一方、右側の見直し後では、雪おろしを次の2段階とし、基本4日間設けることとしている。

例えば、土曜日スタートであれば、土日に下ろした分を3日目の月曜日までに排雪を完了し、4日目から平日分の雪下ろしが始まり、6日目の木曜日までに平日分の排雪を完了する流れで、トータル6日間の作業を基本とした。この見直しによるメリットとしては、例えば、図面上の赤い線で丸を囲った箇所のように、屋根雪下ろしの対象とならない奥まった団地等があった場合、昨冬では、前面道路の排雪作業が完了するまで車の出入りができなかったが、見直し後は屋根雪下ろしを分散することで、車の出入りができない期間を短くすることができると考えている。

資料No.2の53頁を参照願う。市民の皆さんから協力いただきたいこととしては、少しでも屋根雪下ろしの実施までの期間短縮ができるよう、降雪状況に応じて屋根雪下ろしの意向調査が速やかに行われる体制づくりに努めていただくことや屋根雪下ろし事業者リストから事前に事業者を選定し、下ろし手、いわゆる作業員の確保に努めていただければと考えている。

続いて情報発信を含めた市の本部体制に関する今後の対応についてである。資料

No.2の75頁を参照願う。まず、情報発信に関する課題の主なものとしては、道路除雪の進捗状況等を把握するまでに時間を要し、リアルタイムに情報発信することが困難であったこと。また、インターネットを利用しない人にとっての伝達手段の一つとして、コミュニティFM放送などのラジオ放送の活用や聴取に関する周知を挙げている。

資料No.2の76頁を参照願う。情報発信に関する課題に対する市の対応としては、情報の収集から発信まで、国、県としっかり連携し対応すること。また、インターネットを利用されない方も情報が取得できるよう、コミュニティFMやテレビのデータ連携機能、いわゆるdボタンを活用して情報を発信すること。更には、広報上越に災害発生時の情報収集方法を掲載したり、市の封筒等に公式SNS等のQRコードを掲載したりするほか、実際の災害発生時には防災ラジオで緊急情報を発信する際、状況に応じて情報入手方法を併せて伝達するなど、情報収集方法の周知にも力を入れることなどを考えている。なお、今までの説明が質問No.11、12、13への回答に該当する。

資料No.2の81頁を参照願う。本部体制の課題の主なものとしては、風水害や地震とは異なる本部体制の検討が必要であることのほか、総合事務所における緊急時の対応について、関係者間での共有が十分でなかったことや総合事務所への応援体制を降雪期前に整える必要があることが挙げられる。

資料No.2の82頁を参照願う。市の対応としては、大雪災害に特化した災害対策本部体制を確立するほか、毎年の降雪期前に大雪災害時における総合事務所の除雪体制について、関係者間で確認するとともに、総合事務所への応援職員の確保体制を確認することとしている。なお、情報発信を含めた本部体制全般において、市民の皆さんからは平常時からテレビ、インターネット等を利用して生活や交通状況など、必要な情報を収集していただくほか、大雪災害時には、災害対策本部からの依頼に基づき、不要不急の外出の自粛や道路除雪の支障となる路上駐車解消などに協力いただきたいと考えている。

また、質問No.5の市民の異常降雪への備えとしては、普段から食料を備蓄しておくことはもちろん、降雪期前には除雪用具を点検したり、衣類や毛布等を準備したりし、一般的には3日間は自力で生活できるよう備えていくことをお勧めしたいと考

えている。

最後に、いただいている質問のうち、回答が残っている項目についてお答えする。

まず、質問No.3の1月上旬の対応についてである。1月5日の大雪に関する注意喚起は、市がホームページやSNS等で大雪に関する注意喚起を行った。また、これ以降の市の大雪に備えた対応としては、上越大橋や船見公園の雪捨て場を開放したほか、翌6日には大雪災害警戒本部を設置するなどの対応をしてきた。

次に、質問No.7の除雪作業従事者の確保に関しては、補助制度を設け、除雪オペレーターの確保に努めているところであるが、建設業界の人手不足の課題は今後も続くものと予測している。対応策はなかなか見つからないが、市では除雪事業者の経営安定化を図るため、待機補償料の支払い、また、その前払いを行うなどして除雪事業からの撤退をさせないよう努めている。

次に質問No.8の雁木のない地域における歩行空間の確保についてである。市内には雁木のない地域や歩道がない道路も多数あることから、特に通学路になっている道路では、路肩の拡幅除雪により歩行空間の確保に努めていく。

また、質問No.9の除雪後の道路の破損に関しては、職員や委託業者のパトロール、また、市民の皆さんからの通報により発見したものについては速やかに職員が現場を確認し、修繕または経過観察を行っているが、未対応の箇所があれば、是非情報をお寄せいただきたいと思います。

次に質問No.10の要援護者への除雪費支援については、資料No.2の32頁に記載のとおり、昨冬のような豪雪で災害救助法が適用された場合、市の除雪費助成事業と災害救助法による除雪費を併用することができる。また、災害救助法による除雪費限度額を超える見込みがある場合は、市と事前に協議いただき、結果として限度額を超えて助成したケースもあるので、お困りの際はその都度ご相談いただきたいと思います。

以上、長くなったが、主な3項目と高田区地域協議会からいただいた質問について、説明、回答した。なお、その他の項目についても同様に、今後の災害対応に生かすべき事項と市民の皆さんや事業者の皆さんからご協力いただきたいと思います事項について整理し、それぞれお手元の報告書に記載したので、詳細については後程ご覧願う。市としても、今回の検証を次の備えにしっかりと生かしていきたいと考えている。

説明は以上である。

【雪対策室 小嶋係長】

続いて令和3年度冬期道路交通確保除雪計画について説明する。

令和3年度の除雪計画は昨冬の大雪を踏まえ、除雪の状況や町内会の皆さんからの意見、除雪業者の意見等を基に見直しを行った。今年度の除雪計画の策定にあたり、これまでと比べて見直した点について絞って説明する。

当日配布資料（令和3年度冬期道路交通確保除雪計画）の4頁を参照願う。この表は車道除雪路線区分表で、除雪路線を記載しており、特1種路線、1種路線、2種路線、3種路線と区分している。表の右側に通常時、異常降雪時ごとの除雪目標を定めている。異常降雪時は通常と異なる除雪目標に基づいて除雪を行う。例えば、特1種路線は24時間やっているような救急指定病院等に繋がる道路になるが、そういったところについては24時間、道をあげなければいけないため、異常降雪時の対応についてもそのように行う。

当日配布資料の5頁を参照願う。これは除雪出動判断基準表であり、何cmになったら除雪車が出動するということと除雪の時間帯を示している。早朝、日中、夜間の三つの区分に分けて除雪を行う。通常の早朝除雪では午前0時から朝7時までは10cmに達した時に出動を行う。昨年度までは、この早朝除雪の時間帯が午前2時から出動することになっていたが、それを見直して、午前0時から出動することとし、時間を早めている。この表でも分かるとおり、朝夕の通勤ラッシュの時は渋滞を引き起こすことがあるので、除雪を控える。

当日配布資料の6頁を参照願う。異常降雪時の対応で、今回、追記した部分である。異常降雪時は先ほど見ていただいた出動基準の表によらない連続した除雪を行うことを記載している。

当日配布資料の11頁を参照願う。これも今回追記した部分である。大雪災害時の優先除雪の順位を明記したものである。優先順位1番から8番ということで、1番は幹線道路の特1種路線である。緊急指定病院等、また、雪捨て場に繋がるような大きい道路である。そういったところを優先的にまずあける。広い道路から進めていく。次に、ここで2種、3種と書いてある生活道路をあける。それが終わったら次に通学路の歩道除雪という順番で入らせていただく。そこまで進んだら、一旦その道を通れるようにした後に、今度は拡幅作業となる。1種路線、2種路線等の拡幅作業を行う。

あと、通学路以外の歩道除雪に入る。一番最後に狭隘道路と我々は呼んでいる概ね幅員が4 m未満の道路となり、細いところに入る。このような優先順位で除雪をさせていただきます。

当日配布資料の14頁を参照願う。市民への情報提供と協力依頼である。先ほどの大雪災害対応の検証の方でも話があったが、市のホームページで除雪車の位置情報、除雪車が今どこを走っているかが分かるが、昨冬の大雪において、多くの方から閲覧いただいた時にサーバーに不具合が生じ、閲覧がしにくい状況になってしまったことから、その除雪管理システムの改修をした。この冬からアクセスが集中しても、円滑にシステムを見ていただける状態になった。

続いて、同頁の下段、道路除雪に対する協力依頼事項である。例年、市民の皆さんにここに書いてあることをお願いしているところだが、昨冬の大雪を踏まえ、少し追加をさせていただいた。次の頁の真ん中あたり、農業用水路への投雪禁止、道路に接している危険箇所が目印表示ということで、用水路に雪をたくさん入れてしまうと水が溢れてしまうことから、そういうことをやめていただくというお願いと、大雪になると雪の下に隠れている建物や塀等が見えづらくなってしまうことから、そういったところにあらかじめ目印を設置していただくというお願いである。

次に同頁の下段の大雪災害時の協力依頼である。先ほども話があったが、不要不急の外出自粛のお願いである。高速道路、国道等でも呼びかけているところだが、災害時に外出されるとスタック、車が止まって除雪作業に影響が出てくるので、そういったところをなるべくお控えいただくというお願いである。

最後に当日配布資料の16頁を参照願う。関係機関等との連携である。通常時も該当するが、特に異常降雪時に国、県、近隣の妙高市や糸魚川市、NEXCO、警察、消防等と情報連絡本部を設置し、国が窓口になるが、横の繋がりを良くして除雪の対応にあたるという制度になっている。同頁の中段の④異常降雪時における連携について、これは昨冬も行ったが、除雪事業者は通常、自身が担当しているエリアを除雪するが、異常降雪時には自身の担当エリア以外もそれぞれ相互に応援を行い、速やかに道路を通れるように排雪作業を進めるという計画になっている。

令和3年度冬期道路交通確保除雪計画の説明は以上である。

【高野副会長】

只今の説明について、質問のある委員の発言を求める。

**【吉田委員】**

当日配布資料5頁の除雪出動判断基準表では早朝除雪を午前0時から午前7時に行うとあるが、例えば、午前0時に除雪して朝になったらまた積もっていた場合は、どうされるのか。

併せて、私は南本町3丁目に住んでいるが、午前2時頃に歩道除雪がある。生徒が通学する頃になると、また積もっている。私は個人的に早く起きてやっているが、基準等があるのか。

あと、せっかく市民が玄関を掘ったのに、そこへ大型除雪車や歩道除雪車が雪を置いていってしまう。除雪車のドライバーの腕が悪いと思う。歩道除雪について、どのような基準で雇っているのか。ただ上をならしてだけで、しっかり下から搔いていない。適当に上面をやっていけばよいのか、その辺を聞きたい。

**【雪対策室 小嶋係長】**

3点の質問をいただいた。1点目の質問については、早く除雪した後にまた10cm以上積もった時は、という内容だと思う。雪の降り方にもよるが、連続して降った場合、1回除雪した後にまた10cm以上積もることもある。朝7時までには1回終わった後に、また10cm以上積もった場合には日中除雪を行うといった対応になる。

2つ目の歩道の質問に関連して、当日配布資料の9頁を参照願う。歩道除雪の出動基準が10から15cmに達した場合に出動することになっている。県道は15cmが目安ということで、市と県では少し異なるが、いずれにしても市の場合は10から15cmに達した場合に除雪車が出動する。但し、先ほどの車道と同じで、一旦除雪した後にまた積もるという場合があるが、そういった場合は、その積雪の状況を見て除雪車が出動することになるかと思う。

3つ目の質問は、皆さんが雪をどかした後にまた除雪車が来て雪を入れていくという話だと思う。そういった実態があると承知しているが、なかなかこれは難しい問題であり、我々とするとは市民からそういった問い合わせをいただくと、除雪業者にその都度連絡して気をつけるように指導させていただいてる。

**【高野副会長】**

多くの方から発言いただきたいと思っている。

【宮崎委員】

概ね30mという話があったが、議会でも質問が出て皆さんが答えられたと聞いている。改めてこの30mという問題について説明してほしい。というのは、30mに届かない5m、10mという場合も幾らでもあるわけで、30mとなると長すぎると思う。その点を教えてほしい。

【雪対策室 小嶋係長】

緊急除雪作業報償制度の対象箇所の質問だと思う。1箇所あたり概ね30m以上を目安として表記している。市道もいろいろな市道があって、100m以上の市道もあったり、なかなか30mを下回る市道は少ないかと思う。一定の基準を設けさせていただいたが、また個別の案件については、その都度相談いただいた方がよいかと思う。

【北川委員】

基本的なことで申し訳ないが、冬期道路交通確保除雪計画は市道だけを対象にした計画なのか。

【雪対策室 小嶋係長】

そのとおり。上越市の市道の除雪計画ということで定めている。

【北川委員】

承知した。除雪車の稼働システムも市がやっている除雪車だけなのか。

【雪対策室 小嶋係長】

そのとおり。市が委託している除雪車にGPS端末を取り付けており、それが市のホームページで見れるということで、国や県の除雪車は見れない。

【西山委員】

2、3点伺いたい。この計画案が出て、去年のような雪が降った時にどれぐらいまで対応できるのか。100%対応できるのか、何%ぐらいまでは最低できるのか。難しいと思うが、その辺を聞きたい。

それから、市民の皆さんにこれをやってもらいたい、あれもやってもらいたいと書いてあってよかったと思うが、あと1か月もすれば下手したら雪が降るのに、今の時点でこれを出して、一般市民にこれからどうやって徹底されていくのか。今、私

達でさえ初めてこれを見て、もう1か月もないわけである。備蓄のことやこういう手伝いもしてくださいというのもあるが、一般の高田区で生活している住民に浸透するまでに、どれぐらいの期間がかかるのか。もう本当に1か月も切ったところで、こうしてくださいと今出てきたのは、ちょっと意見になるかもしれないが、今後はもうちょっとその辺の早い動きを考えてほしいし、その辺をどう思っているのかを説明してほしい。

**【雪対策室 小嶋係長】**

また今年も昨冬と同じように大雪が降った時に、どれぐらいになるのかという、多分道路除雪の質問だと思うので、私の方から説明する。

この検証作業の中で国や県、そういった関係機関、また、除雪業者は今、全部で104社ぐらいあるが、除雪業者とも意見交換してきた。当日配布資料の4頁にもあり、先ほど説明させていただいたが、どうしても100%というのは難しい部分がある。異常降雪時、降り方にもよるが、昨冬は1月8日から24時間で1m3cm降った。もう一つ特徴的なのが3日間、日中も含めて氷点下が続く異常があった。それで、圧雪をとることについて、除雪業者の方も難しかった場面があった。我々とする、先ほど説明した当日配布資料4頁の除雪目標の異常降雪時のところにあるが、特に2種、3種路線について、「一時通行不能になる場合がある」とここに記載している。雪の降り方によって昨冬みたいに連続して1mとか、それ以上降ると当然、除雪車が行った後にまた30cmとか積もるので、そういった部分は一時通行不能になることがあるということも皆さんから知っていただくことで考えている。一方で、この路線区分でいうと特1種路線、救急指定病院等に繋がる場所については、24時間あけなくてはならないので、そういったところで何を優先するかというところをこの計画の中で定めて、皆さんからも知っていただく。昨冬との大きい違いはそういうところであり、ご理解いただきたい。

**【市民安全課 宮下課長】**

これから雪が降る時期になって、市民への情報発信をどう考えているかということについてお話しする。

12月からまさに降雪期に入るので、我々でこの検証を終えさせていただいて、インターネットを利用になる方は今ホームページに全ページ載っているの、見てい

ただ、なかなか膨大でもあるので、広報上越12月号の中で、例えば情報収集であれば、インターネットが使える人・使えない人、携帯電話を持ってる人・持っていない人など、そういった方々がどうやって情報を入手したらいいとか、道路の除雪計画の変更点、市民の皆さんから協力いただきたいことをかいつまんで、更に、除雪中の事故が昨冬多かったことから、そういったことに注意いただきたいという頁を設けて周知しようと思っている。

また、各町内に班回覧という形で、大雪前に備えていただきたいこととか、先ほどタイムラインの話もあったが、時間単位でのタイムラインはなかなか難しいが、降雪期前の普段から備えていただきたいこと、これからどうも大雪の予報だという場合にやっていただきたいこと、まさに大雪が発生した時にこう対応をしていただきたいということを図面にしたり、あと、今回の大雪で町内会における支え合いの事例もあったので、そういった取り組み事例も一緒に紹介したいと思っている。

#### 【西山委員】

班回覧をまわすと言われたが、回覧版は見るより先にまわすというお宅が多いと思う。なので、日中にまわすと勤め人は回覧を結局見ないでまわしてしまうことが多い。こういう大切なことなら、できれば班回覧ではなく全戸配布した方が徹底するのではないかな。費用もあるが、その辺はちょっと検討していただければと思う。

#### 【市民安全課 宮下課長】

ご意見をいただき感謝する。

#### 【吉田委員】

除雪すると、やはりでこぼこしてくる。できるだけ圧雪にならないうちに除雪して欲しい。やはり通学路でもある。なので、そういう場所は山にしておかないで、こまめに排雪してもらえればありがたい。子どもも安心して登下校できると思う。それと消雪パイプは出ているが、なかなか昔みたいに出ていない。地盤沈下するということで、まるっきり消雪パイプが機能していないような道路がたくさんある。それで雁木側にたくさん積もってくる。そうすると交通も良くない。そういうものもやはり夜中のうちに全部でなくてもよいので、排雪を心がけてほしい。また根本的にドライバーの研修とか歩道除雪の研修とか、そういうものはどんなときにされているのか、それともしていないのか、業者任せなのか、その辺をお聞きしたい。

【雪対策室 小嶋係長】

3点質問をいただいた。1つ目、圧雪の対応ということである。ご指摘のとおり雪が連続して降ると圧雪ができやすい状態になるので、早めの排雪ということで我々も捉えており、除雪計画にも今回記載しているが、先行的に除雪を行って、排雪も早めに行うことに努めていきたい。

2つ目、消雪パイプの水の出が弱いという指摘だと思う。大雪が連続して続くと雪が残るという実態があるので、そういったところについても機械除雪が入り、排雪を行うというように考えている。

3点目、除雪のオペレーターの研修に関する質問だと思う。今、市ではそういった研修を行っていない。過去にやっていたようだが、100社を超える除雪業者がおり、なかなか研修ができない状態があったが、今後、そういったところも検討していきたいと考えている。

【杉本委員】

幾つかお聞きしたい。大雪災害はちょっと他の災害と違う。違いは違いでよいが、ただ災害対策という点から見たときに、共通している部分と違ってある部分があると思う。例えば、避難所を開設するなど、そういうことは共通している。検証を見て感じたのは、そういう観点では見ていないということ。要するに共通している部分というのは、日常的に他の災害でもやらなくてはならないことなので、日常的にやっていなければならない。しかし、大雪という特殊な災害が起きたときは水害、地震、津波とは違った対応をしなくてはならない。なので、共通してやらなくてはいけないことは、こういうことだからこうする、しかし、大雪は特殊でこういうことがあるので、こういう対応をするというように、分けてものを考える必要があるのではないかというのがまず1点。

2点目は、大雪大雪と言っているが、雪が降り始めてから災害救助法が適用されてというパターンが書かれていたが、グレーゾーンがあるのではないかと思っている。というのは、災害救助法が適用されるほどではないが、通常の10cm、20cmの降雪とは違う降り方をするようなどころがあると思う。町内会が除雪した時に報償金を支払うというのはよいが、ここで書かれているのは大雪災害対策本部を設置した時だけである。しかし、大雪災害対策本部を設置する前でも除雪車が来なくて、

やらなくてはならない場合も出てくる。今年の冬もそういうこともあったと思う。なので、災害対策本部ができたときだけみたいな言い方をしないで、雪の降り方によって変えてもらいたい。そこが雪と水との大きな違いだと思う。水なら洪水になって、床上とか床下とかになり、その途中みたいなところはあまりない。しかし、雪というのは例えば、先日の新聞なんかに掲載していたが、ラニーニャが発生しているから。

【高野副会長】

杉本委員、もう少し簡潔にお願いしたい。

【杉本委員】

そういう違いはやはり意識して対策を立ててもらいたい、というのがある。先ほども言ったように、災害対策本部ができた時に限らないでいただきたいということ。

もう1点は一斉雪下ろしの話だが、積雪深140cm以上、または積雪重量420kg/m<sup>2</sup>となっているが、昨冬も140cmを超えているのに一斉屋根雪下ろしの指令がでなかった。「または」であり、「and」ではない。140cm以上、かつ420kg/m<sup>2</sup>ではない。どちらかが超えれば、発令しなくてはいけない。そういうところを厳密にやってもらいたい。雪が降っているので、軽い雪だがこれはもう一斉屋根雪下ろしだと思う。その時にいつまでたっても指示が出ない。これはストレスになる。

最後、お願いしたいことは、私は町内会長もやっており、一番困ったことは民生委員のところにもいろいろな情報が来るが、それが町内会長のところに来なくて、対応できない部分がたくさん出てきてしまった。これを、解消してもらいたい。これは民生委員だけではなく、例えば学校関係でいつからいつまで休みになるというのは、それはインターネット見れば出ているという話になるかもしれないが、少なくとも町内会長のところにはいつからいつまで休みにするとか、いつから解除したとか、そういう情報はこまめに送ってもらいたいと思う。ついでに言えば、町内会長のところには。

【高野副会長】

杉本委員、申し訳ないが、多くの方に意見をいただきたいので簡潔にお願いする。

【杉本委員】

今回FAXはほとんど活用されなかった。せっかく市で金を出して町内会長のところに配布している機械でもあるから、大いに活用してもらいたい。

**【市民安全課 山岸副課長】**

情報発信のことについて、私の方からお話する。

今ほど町内会長にいろいろ情報を出して欲しいということ、それからFAXを使って欲しいということで話があった。ただ、杉本委員が言われるようなことを言われる方もおられるが、逆に町内会長に情報を提供して対処してほしいとなった時に、なかなか大変だという方もおられる。使い方としては、町内会長に承知いただきたいことについては、できるだけお知らせしたいと思うが、過度な負担にならないように、情報の方は整理すべきだと思っている。例えば、その学校の話であれば、対象となる保護者の方とか、そういった方には保護者宛のメールで連絡をしたりして対処させていただいている。その中でいろいろ見守り活動や何かでお願いしたいことがあれば、そういったものを別途お願いさせていただければと思う。

**【市民安全課 宮下課長】**

冒頭に話のあった大雪の振り返りに関して、委員ご指摘のとおり、昨冬は35年ぶりの大雪ということで、市民生活に大きな影響があった。市の対応も課題が浮き彫りになったので、こういった最終報告という形でまとめさせていただいた。確かにご指摘のとおり、今回の事例では例えば、なだれが起きて集落が孤立することは、大雨、台風、土砂災害で孤立集落が発生したことと同じような災害想定がされるので、そういったものは我々も念頭に置きながら、ただ、今回は大変な大雪だったということで、そちらにフォーカスして検証させていただいた。そこは、他の災害の計画との整合性もあわせながら、しっかり対応したいと思っている。

**【都市整備課 石澤副課長】**

私からは、一斉屋根雪下ろしに関して回答させていただく。

一斉屋根雪下ろしの基準ということで話があった。資料No.2の45頁を参照願う。こちらに一斉屋根雪下ろしの目安と表記している。積雪深140cm以上、または積雪重量420kg/m<sup>2</sup>ということで、これを目安に一斉屋根雪下ろしを実施するか否かを判断している。昨冬は一気に降ったことから、140cmを超えている場面があった。実際の重量がどれくらいかというのもこちらに表記しているが、やは

り皆さん、雪の量を見ると気をもまれると思う。私どもはこれを目安として判断の一つの材料にしており、検証の今後の対応のところでも表記しているが、県の方で運用している「雪おろシグナル」という雪下ろしをするためのシグナル、青信号、黄色信号、赤信号というような、積雪量によって地図上に色がつくシステムがあるので、そういうものも今後参考にしながら雪下ろしの判断をしていきたいと考えている。

**【雪対策室 小嶋係長】**

緊急除雪作業報償制度と期間の質問に回答する。

大雪災害対策本部が設置される前であっても、制度が使えるようにしたらどうかというご意見だと思う。この制度を設けるにあたり議論があったが、市道の除雪については、まず第1は除雪業者が道を開けるということが基本である。雪がたくさん降る場合もあるが、基本は除雪業者が頑張って除雪を行うというところを考えている。あくまでも大雪災害対策本部を設置された期間の中で、この報償制度を運用させていただくことでご理解願う。

**【高野副会長】**

時間の方も迫ってきた。あと1人どうか。

**【小川委員】**

提案が一つある。この計画を拝見して本当に全体的な計画をよく立てていただき、ありがたいと思っている。一つはこの全体的なものではなく、細かいことである。例えば雁木の通りで一軒更地になっている、ほんの二間とか三間間口のところが、通学路だけれども、子ども達たちが車道に出ていかななくてはいけない部分とか、或いは、交差点で雁木に入る山を越えていくときに、やはり年寄りにはちょっとその山を越えられない等ある。かつては、非常に地域に対する思いの深い町内会長などが、その交差点に行って階段をつけるとか、そういうことを頑張ってくれていたところもあったが、今は皆、高齢化しているので、なかなかそういうことを期待できない。そこで市がその町内会長を通して、個々に聞いて、それぞれの細かいところで、「このところ、いつも子ども達が行けなくて車道に出ていってしまう」とか、そういうところがどこにあるのか。そして、その場合は両側の家とか、或いは、誰と誰がそこを朝、除雪してくれるのか。そういうシステムを構築するというような、ちょっときめ細か

いところだが、全体的には市が担当し、あとは地域がやる。市と民間と一緒にこれからの大雪に立ち向かっていかななくてはいけないという観点から、そのようなシステムの構築はいかがかと思い提案してみた。

**【高野副会長】**

今のは提案ということである。最後、富田委員。

**【富田委員】**

これはもうやぶへびで私の反省だが、市はこういう非常に立派なものをつくった。よく住民自治ということが叫ばれている。今日も話を聞いていて、もう全て市、市だと。私は本当に反省している。自分は本町3丁目の防災担当である。今日こういう話を伺って、これから1か月何をしようかと思っている。頭の中がいろいろ巡っている。緊急対応や非常対応などは市にも企業にもある。しかし町内会にはない。そういうことを私は本町3丁目の町内会長に話をして、少しづつやらないとまずいのではないかと今思った。高田区は57町内会あり、その町内会の非常体制組織とかがどうなっているのか、雪の時は誰が対象で、連絡はどうなっているのか等、そういうきめ細かなことをすると、先ほどの小川委員の質問に対してもいけるのではないかと思う。本当にここは反省をしている。皆さん一生懸命やってくれるのに、我々は何もほとんどやっていない。これから大変だけれども、各町内会が本当にそれを考えてやらなければならないと思う。やってもらえればよいと思う。是非お願いしたいと思う。

**【高野副会長】**

以上で次第3報告(1)令和3年大雪災害対策の検証についてを終了する。

担当課の皆さんに感謝する。

— 次第3報告(3)北本町ガス供給所跡地の地下水水質調査結果の報告について —

**【高野副課長】**

次に次第3報告(3)北本町ガス供給所跡地の地下水水質調査結果の報告についてに入る。事務局より説明願う。

**【堀川センター長】**

資料No.3を参照願う。この件は11月4日の正副課長会議の際に、上越市ガス水道

局の維持管理課長と係長が来られ、この文書の中ほどに記載しているように、平成29年度から毎年、高田区地域協議会に報告されていた当該地の水質調査の結果の報告を休止したい、やめたいという申し入れがあった。この件について過去の議事録を調べたところ、平成29年度に複数の委員からの北本町のガスホルダー撤去作業について説明を聞きたいという要望を受け、平成29年5月22日の第2回高田区地域協議会で担当課からこの事業の説明を聞くとともに、撤去作業が行われた後の平成29年11月20日の第10回の高田区地域協議会で敷地の一部から特定有害物質が検出され、地下水への浸透は認められないものの、その敷地内を立ち入り禁止にするという説明を受けた。その際ガス水道局が10年間、令和5年まで水質調査を独自で行うとした説明に対して、当時の地域協議会委員から、毎年1回の調査結果を報告して欲しいという要望があり、これに応え、これまで報告がなされていた。今年度は7月20日の第4回地域協議会で事務局から文書で報告したところである。このガス水道局からの申し出に対して、正副会長会議で異論も出たことから、委員の皆さんにお諮りし、申し出のとおり休止を了承するかどうかを協議いただくことになった。以上、協議のほどよろしく願う。

**【高野副会長】**

只今の説明に関して、質問等がある委員の発言を求める。

**【富田委員】**

有害物はどんな物質なのか。

**【堀川センター長】**

その場所で検出されたものはベンゼンである。

**【茂原委員】**

今説明があったが、資料No.3の中ほどに「ご案内の通り、北本町保育園は既に土橋に移転していること、また、云々」と書いてある。そういうことでやめるのではないか。今の説明が文書の内容と整合がとれていないが、どうなのか。

**【堀川センター長】**

これはガス水道局の方の理由でこう書かれてきている。私は地域協議会の過去の議事録を見て、その時の議論がこういう結果で、この報告が来ているという地域協議会目線で報告している。これはガス水道局がやめたい理由を文書に書いてきたもの

と理解していただきたい。

**【茂原委員】**

この通知の内容を聞かなかったのか。

**【西山委員】**

この件について私が当時の会長であり、話をさせていただくが、基本的に毎年の報告については、北本町保育園の移転先がどうのこうのということではなく、有害物質が出ていないかというのを周りの町内会長に報告するというので、できたら私達も把握したいので、報告をお願いしたものである。なので、移転先がどうのこうのというよりも、その土壌が汚されていないかという報告について、高田区の範囲内なので、是非お願いしたいということである。

そして私は今この文書を読んで、もうこれだけ年数が経ってきているので、何かあった場合には報告するということが書かれているので、それでもよいかと思っている。

今言ったように北本町保育園の候補地だったからということで報告してほしいということではなく、その土壌が汚染されていないかということで、こちらにも教えてほしいと要望したことを覚えている。

**【高野副会長】**

北本町保育園は後から出た話ではないかと思っている。それと、毎年の報告で何が有害なのかというと、水銀、鉛、ベンゼンというようなことが書いてある。

**【杉本委員】**

西山委員はもういいんじゃないかみたいなことを言われたが、私はそうではなく逆だ。町内会には定期的に報告するとなっている。我々のところに報告するとしても、文書1枚来るだけではないか。担当課が来て、多少はしゃべってもいいが、その程度なのだから別に報告しても大した問題ではないと思う。なので、近隣の町内会に文書をまわしているのであれば、その文書をこの地域協議会にもまわしてもらえばよいだけの話だ。それから、文書の下段に「貴協議会へ諮問する案件が発生した際には」となっている。ベンゼンがちょっと出たから諮問するのかということ、今までそういうことはしていない。こういうことをもって諮問する案件が発生したら報告するというのは、もう未来永劫やらないという話になるわけだから、それはやはり少し行

き過ぎではないか。

**【吉田委員】**

これは説明に来るべきものだと思う。何がこれから起きるか分からない。大事なものが入っていたわけである。たまたまその検査したところから外れたところに、もうちょっと何かあるかもしれないので、私は毎年説明してほしいと思う。

**【澁市副会長】**

今まで、私が知る限り過去3年ぐらいは説明をいただいている。文書が回ってきただけである。有害物質が基準値を上回ってなく、こういう結果ですというのを我々が文書でいただいた。こういう状況なので、近隣の北本町1、2、3丁目、寺町3丁目の町内会長には出すが、地域協議会会長には出さないというのは、これはちょっとおかしな話である。1枚足せばいいわけである。特にコストがかかるわけではない。これまでどおり、文書を出してほしいとお願いする方がよいのではないかと思う。

**【高野副会長】**

ただ今、澁市副会長から意見があった。地域協議会の方で全員の賛成があれば、そのように市の方に申し入れをすることをしたいと思うが、いかがか。

**【杉本委員】**

「地域協議会へ諮問する案件が発生した際には」というのは撤回してもらった方がよい。こういうことが残って、次から次へとこんなことが出てきたら地域協議会の存在意義がなくなってくるので、これは撤回させた方がよい。

**【高野副会長】**

杉本委員から、文書を続けて出していただくということと、その文章について撤回という話だが、皆さんいかがか。

**【富田委員】**

基準値というのがあり、基準値の10分の1以下を何年か続けたら、その測定が終わる。そこで終結する。基準値内ということで、基準値以下になったかどうかは数字がないので分からない。先ほどベンゼンと聞いたが、10分の1以下にならないと駄目であり、これはずっと継続する。結構時間がかかる。やはりずっと見るべきだと思う。測定が終わりになった時に終わりとするのでよいのではないか。

【高野副会長】

市から町内会長に来る文書が出ている間は、地域協議会にも出してほしいということ要望することを諮り、了承を得る。

以上で次第3報告(3)北本町ガス供給所跡地の地下水水質調査結果の報告についてを終了する。

— 次第4議題(1)「地域協議会に関する意識調査」結果を受けた取組について —

【高野副会長】

次に次第4議題(1)「地域協議会に関する意識調査」結果を受けた取組についてに入る。

前回の会議では、市より地域協議会に投げかけられた「意見交換」「会議運営」「情報発信」の3点について、今後の取組内相に係る意見をいただいた。その意見を基に高田区の取組(案)を整理した。事務局より説明を求める。

【堀川センター長】

- ・資料No.4により説明

【高野副会長】

今ほどの説明に質疑を求めるがなし。資料No.4の高田区の取組(案)のとおりとしてよいかを諮り、了承を得る。

以上で次第4議題(1)「地域協議会に関する意識調査」結果を受けた取組についてを終了する。

— 次第4議題(2)令和3年度地域地域協議会の活動計画について —

【高野副会長】

次に次第4議題(2)令和3年度地域地域協議会の活動計画についてに入る。  
澁市副会長より説明を求める。

【澁市副会長】

- ・資料No.5に基づき説明

【高野副会長】

今ほどの説明に質疑を求めるがなし。以上で次第4議題(2)令和3年度地域地域協議会の活動計画についてを終了する。

— 次第5 事務連絡 —

【高野副会長】

次に次第5事務連絡について事務局より説明を求める。

【堀川センター長】

- ・今後の協議会の日程連絡

第8回地域協議会：12月20日(月)午後6時30分から 福祉交流プラザ

第9回地域協議会：1月17日(月)午後6時30分から 福祉交流プラザ

- ・今後の分科会の日程連絡

第4回分科会：12月6日(月)午後6時30分から 福祉交流プラザ

第5回分科会：1月11日(火)午後6時30分から 福祉交流プラザ

- ・配布資料

市創造行政研究所ニュースレター

市男女共同参画推進センターからのお知らせ

「地域教育 往来」(上越地域学校教育支援センター)

【高野副会長】

今ほどの説明に質疑を求めるがなし。

全体を通して意見等のある委員の発言を求めるがなし。

- ・会議の閉会を宣言

10 問合せ先

自治・市民環境部 自治・地域振興課 南部まちづくりセンター

TEL: 025-522-8831 (直通)

E-mail: nanbu-machi@city.joetsu.lg.jp

## 1 1 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。